

建設工事等入札制度の改正について（お知らせ）

建設工事等の入札制度を次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 指名競争入札の対象範囲拡大の継続について

災害復旧工事については予定価格 1 億円まで、その他の通常工事については予定価格 5 千万円までを指名競争入札の対象範囲とする拡大措置を行っていますが、令和 3 年度についてもこの拡大措置を継続します。期間については、災害復旧工事は令和 4 年 3 月 31 日まで、通常工事は新型コロナウイルス等の影響が終了するまでの当面の間とします。

2 技術者配置基準の緩和について

技術者配置基準については、災害復旧工事の円滑な工事執行を図るため緩和を行っているところですが、令和 3 年度についても緩和措置を継続します。

ただし、1 人の現場代理人が 3 か所の工事を兼任するには、兼任する工事に災害復旧工事を含むことを条件とします。

この取り扱いは、令和 4 年 3 月 31 日までに発注する建設工事に適用します。

（1）現場代理人の常駐義務の緩和について

建設工事の円滑な施工を確保するため、1 人の現場代理人が 3 箇所まで工事を兼任することができることとする緩和を行っていますが、この取り扱いを令和 4 年 3 月 31 日まで延長します。

ただし、これまでは工事の種類を問わず 3 か所までの兼任を可としていましたが、令和 3 年度は兼任する工事に災害復旧工事を含む場合にのみ 3 か所までの兼任を可とします。

請負金額	技術者配置基準	令和 2 年緩和	令和 3 年度緩和
3,500 万円以上	兼任不可	3 か所まで兼任可	兼任する工事に災害復旧を ・含む場合 3 か所まで兼任可 ・含まない場合 2 か所まで兼任可
3,500 万円未満	2 か所まで兼任可		

（2）主任技術者の専任要件の緩和について

請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事については、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がありますが、建設業法施行令第27条第2項において、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされていることから、令和3年度についても専任の主任技術者の兼任を2か所まで認めることとします。

請負金額	技術者配置基準	令和2年度緩和	令和3年度緩和
3,500万円以上	兼任不可	2か所まで兼任可	
3,500万円未満	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には2か所まで	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には3か所まで	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には、兼任する工事に災害復旧を ・含む場合 3か所まで兼任可 ・含まない場合 2か所まで兼任可

3 建設業者の選定基準について

令和3年度の等級区分と発注標準金額については次のとおりです。
(令和2年度と変更無し)

工事種類	等級区分	総合点数	発注標準設計金額
土木一式工事	A級	820点以上	2,000万円以上
	B級	820点未満 720点以上	2,000万円未満 800万円以上
	C級	720点未満	800万円未満
建築一式工事	A級	730点以上	1,500万円以上
	B級	730点未満	1,500万円未満
管工事	A級	740点以上	1,000万円以上
	B級	740点未満	1,000万円未満

4 佐野市建設工事入札参加者選定要綱の一部改正

格付の主観的要素について、保護観察対象者等の雇用協力の状況について加点項目に追加しました。また、主観的要素の採点基準についてはこれまで非公表としていましたが、下記のとおりお知らせいたします。

【主観的要素の採点基準】

- (1) 市発注工事で審査を行う年度の前年度及び前々年度の2年間に完成した工事について、採点する。
- ・工事成績(60点満点)建設工事成績評定書総評点の1工事当たり平均点から65点を減じた点数に3を乗じた点数とする。ただし、60点を超えるときは、60点とする。
- (2) 建設業労働災害防止協会に加入している事業者について、加点する。
- ・建設業労働災害防止協会加入状況(5点)
- (3) 佐野市消防団員を雇用している事業者について加点する。役員が該当する場合も対象とする。
- ・佐野市消防団員雇用状況(10点)
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障がい者の雇用義務を達成している事業者及び同法の雇用義務はないが障がい者を雇用している事業者について加点する。
- ・障がい者雇用状況(10点)
- (5) 更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察中の者若しくは同法第88条に規定する更生緊急保護中の者を申請日前2年以内に3箇月以上継続して雇用した実績を有するとき又は管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている事業者について加点する。
- ・雇用実績を有する場合(10点)
 - ・協力雇用主登録をしている場合(5点)
- ただし、上記いずれかの加点とする。

5 余裕期間設定工事の試行について

令和3年度より、余裕期間を設定した工事を試行し、受注者の円滑な施工体制の整備を図り、柔軟な工期の設定により施工時期の平準化を推進します。

- ・詳細については、「佐野市余裕期間設定工試行要領の制定」についてをご覧ください。

市政情報・入札→入札・契約情報→佐野市建設工事施工体制等→「佐野市余裕期間設定工事試行要領」の制定について

6 余裕期間設定工事の試行に伴う工事請負契約約款の改正について

余裕期間設定工事の試行にあたり、建設工事請負契約約款について改正を行います。

第4条【工事の着手について】

受注者は、請負契約締結の日から7日以内に工事に着手しなければならない

が、余裕期間を設定する工事についてはこの限りとしなことを規定する。

適用年月日

令和3年4月1日以降に締結する契約から適用します。

・契約約款については、市ホームページの次の箇所から印刷ください。

市政情報・入札→入札・契約情報→入札契約様式→建設工事契約関係様式一覧→「約款 工事(保証免除)(R3.4.1 から)」 又は「約款 工事(保証 10%)(R3.4.1 から)」

7. 建設工事の前金払の用途拡大について

建設工事の前払金の使用に関して用途拡大の特例を設け取扱っているところですが、国土交通省及び栃木県が当該用途拡大の特例措置を継続することを踏まえ、本市におきましても当該措置を継続することといたしましたのでお知らせします。

適用時期等

平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

- ・契約書添付の特約条項の様式については、市ホームページの次の箇所から印刷ください。

市政情報・入札→入札・契約情報→入札契約様式→建設工事契約関係様式一覧→「約款 特約条項(保証免除)(R3.4.1 から)」 又は「約款 特約条項(保証 10%)(R3.4.1 から)」